

きょういく伊勢原



市役所代表Tel0463-94-4711

■教育総務課 総務係・施設係 74-5104、文化財係 74-5109 ■学校教育課 学務係 74-5168、人事係 74-5214、学校給食係 74-5224

■教育指導課 教育指導係 74-5243、生徒指導係 74-5247 ■教育センター 74-5253 ■社会教育課 93-7500 ■図書館 92-3500

■子ども科学館 92-3600

本市の教育や生涯学習等の推進にかかる計画・指針を策定

◇伊勢原市第3期教育振興基本計画

本市の教育や文化振興等を推進するための基本的な計画である「伊勢原市第2期教育振興基本計画」の計画期間が令和4年度で終了することから、新たに、令和5年度から令和9年度までを計画期間とした「伊勢原市第3期教育振興基本計画」を策定しました。

人口減少や少子高齢化、急速なICT技術の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、本市では学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの「生きる力」や未来を切り拓いていく資質・能力をはぐくむとともに、人生100年時代を見据えた生涯学習やスポーツ・文化芸術活動の推進、歴史文化の継承とまちづくりへの活用等を推進し、計画の基本理念である「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」の実現をめざしていきます。



【担当：教育総務課】

◇第2次伊勢原市生涯学習推進指針

令和5年度で策定から10年が経過し、法改正や生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、多様化し複雑化する課題や社会変化への対応など、より状況に即した指針とするため、第2次伊勢原市生涯学習推進指針を策定しました。

この指針は、学校、家庭、地域社会が連携し、地域の課題や目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進するため、取組の方向性及び考え方を示す役割を果たしています。

【担当：社会教育課】

◇第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針



社会状況の変化を踏まえ、本市における子どもの読書活動をさらに推進していくために、第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針（令和5年～令和9年）を策定しました。この指針は、いせはら電子図書館コンテンツの充実や電子図書館の学校連携サービス等、教育分野におけるICTの導入を重点取組としています。

第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針は、図書館ホームページ <https://www.lib-isehara.jp/> で公開しています。

【担当：図書館】

※策定した計画や指針は、市ホームページ

https://www.city.isehara.kanagawa.jp/categories/bunya/shisei/gyosei/gyosei_keikaku/ で公開しています。

◇伊勢原市の小学校教科担当制について

小学校教科担当制は、本市独自の事業として平成25年度から導入している制度です。

この制度のもとでは、小学校に市費非常勤講師を配置することによって、チームとして子どもたちの指導にあたり、次のような効果が期待されています。

- 複数教員による多面的な児童理解・指導につながります。
- 専門性を生かした授業、新たな教育内容への対応ができます。
- 学校内での教員の資質向上や、小中学校間のより緊密な連携を促進することができます。

引き続き、少人数学級に係る非常勤講師や児童生徒指導補助員の派遣と併せて、きめ細やかな教育を推進していきます。

【担当：教育指導課】



◇適応指導教室の移設を計画しています

適応指導教室は、学校に登校することが困難な児童生徒に対し、自立心の育成、集団生活への適応、学習意欲の喚起等の援助を行いながら、社会的自立に向けた指導・支援を行っている教室です。

現在は、大原児童館の一室に開設していますが、令和5年度中に南コミュニティーセンター児童室への移設を計画しています。また、名称についても、通室をしている児童生徒への支援だけではなく、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たせるよう、「適応指導教室」から「(仮称) 教育支援室」へ改称する予定です。

【担当：教育センター】



◇「大山こまの製作技術」が 国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に

日本遺産「大山詣り」の代表的な土産品でもある「大山こま」は、^{きじしよ}木地師と呼ばれる職人の間で江戸時代から製作技術が引き継がれ、今なお作り続けられています。また、こままし大会などで、市内の子どもたちにも親しまれています。

この製作技術について、日本遺産認定の際には構成文化財に位置づけられ、その後、市の指定文化財にもなっています。

このたび、国から「地域的特色が顕著であり、我が国における挽物や木工品製作の技術を理解する上で重要」と評価され、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されることが決まりました。

【担当：教育総務課 文化財係】

